

■ 経済戦略局職員表彰要綱に基づく表彰認定方法及び審査基準

1 各部での事案選考

各部にて要綱第4条に該当する取り組みを選出し、推薦する。

推薦件数が一定数（概ね10事案程度）を超え、事前審査委員会委員長が必要と判断する場合のみ事前審査委員会を開催し、認定委員会へ諮る事案を決定する。

2 表彰認定

【審査方法（認定委員会）】

- ① 表彰候補者（グループ）によるプレゼンテーションを実施
- ② 要綱第4条にある表彰事由の何号に該当するか確認後、10点満点で採点
第5号に該当する場合は、判断基準に照らし、基本点を5点満点、個別点を5点満点で採点
- ③ 必要に応じて上司や関係職員の意見を聴取
- ④ 各事案を金、銀、銅賞のいずれかに認定する。

【要綱第4条】

- (1) 局業務運営上顕著な功績があったもの
- (2) 局業務運営上有益な発明、考案又は改良をしたもの
- (3) 危険を顧みず身をていして職責をつくしたもの
- (4) 災害を未然に防止し、又は災害に際して功労があったもの
- (5) その他業務成績の向上、能率の増進等他の模範として推奨すべき業績又は善行があったもの



【審査基準 ※事前審査・表彰認定共通】

＜基本点＞（5点満点） 期待される成果・効果・影響の例示

基本点	・職員のモチベーション向上 ・どこ部署でも参考 ・継続的な取り組み、定着 ・改善活動、改善の取り組み	採点 採点の目安 9～10点：金・銀賞相当 7～8点：銀・銅賞相当 6点以下：再度挑戦
-----	---	---



＜個別点＞（5点満点）

+

組織運営	・働きやすい職場づくり ・職場風土の改善 ・風通しのよい職場づくり ・組織力の強化	採点の目安 4～5点：金・銀賞相当 3～4点：銀・銅賞相当 2点以下：再度挑戦 「組織運営」「市民志向」 「チャレンジ精神・プロ意識」 「個人・組織の能力向上」 のうち、いずれかの項目に着目し採点
市民志向	・経費削減 ・サービスの向上 ・安全性の向上 ・市民、企業等との協力体制	
チャレンジ精神 プロ意識	・創造的な取り組み ・先見性のある取り組み ・忍耐づよい取り組み ・もてる能力を最大限に発揮	
個人・組織の 能力向上	・業務成績の向上、能率増進 ・専門的な知識の習得、経験の深化 ・知識の共有 ・作業時間の短縮	

【各賞の目安】

最高点に対して、金賞は9割以上、銀賞は8割以上、銅賞は7割以上の得点

例）委員10名の場合、最高点100点 金賞：90点以上 銀賞：80点以上 銅賞：70点以上

※金賞は人事考課の加点対象とする。

ただし、業務の範囲における個人（グループ含む）の取組実績に対する表彰であることとし、善行等の本来業務に該当しないものや組織（担当等）については、加点の対象外とする。